

全農薬通報

No. 343

2024年（令和6年）4月30日

目次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・第312回理事会
- ・地区会議代替HP研修アンケート結果について

◎行政からのお知らせ

- ・食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について
- ・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行について
- ・「令和6年度 農薬危害防止運動」の実施について

◎全農薬ひろば

- ・リキュウバイ



全国農薬協同組合



〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL：03-3254-4171

FAX：03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

2024年（令和6年）

- 7月10日(水) 農薬シンポジウム in 栃木
- 7月17日(水) 農薬シンポジウム in 大分
- 7月18日(木) 10:30~12:00 第2回役員選考準備委員会
- 7月18日(木) 13:30~17:00 安全協常任幹事会・情報交換会
- 9月19日(木) 10:30~17:00 第313回理事会（執行部協議会、各委員会）
- 10月上旬 第102回植物防疫研修会
- 10月23日(水) 13:30~15:30 監査会（理事長、監事）
- 10月下旬 第11回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
- 11月20日(水) 第314回理事会
- 11月21日(木) 第59回総会・第315回理事会・第47回安全協全国集会
- 12月11日(水) 執行部協議会・第316回理事会
- 12月12日(木) 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

- 5月15日(水) 令和6年度 農薬工業会 総会
- 6月4日(火) 令和6年度 日本くん蒸技術協会 総会
- 6月12日(水) 令和6年度 農林水産航空協会 総会
- 6月13日(木) 令和6年度 全国植物検疫協会 総会
- 6月14日(金) 令和6年度 日本植物防疫協会 総会
- 6月18日(火) 令和6年度 緑の安全推進協会 総会
- 6月18日(火) 令和6年度 残留農薬研究所 評議員会
- 11月13日(水) 虫供養 JCPA 農薬工業会



組合からのお知らせ

1. 第312回理事会

開催日時：2024年4月24日（水）15:00～17:00

開催場所：全農薬ビル 会議室

参加者：理事・監事 20名

（理事長） 大森 茂

（理事） 木幡光範、佐藤 剛、池田憲亮、山本真一、栗原秀樹、佐藤友紀、
中村哲郎、鈴木健司、村上昭一、堅田充宏、金田敏明、橋爪雅彦、
田中公浩、喜多泰博、安武広信、安部了一

（監事） 伊藤一貴、青木貴行、金井正和

1. 開会

定刻になり、事務局より本日の出欠状況が報告され、理事 17 名中の出席 17 名で、理事会は有効に成立すること、監事 3 名にも出席いただいている旨が告げられた。



2. 理事長挨拶

大森理事長より挨拶の後、栗原副理事長から「令和5年秋の叙勲 旭日小綬章」受賞へのお祝いの言葉と全農薬からのお祝い目録が大森理事長に手渡された。

その後、以下のとおり議事が進行された。

3. 議題

（1）報告事項

1) 中間決算報告について

事務局より理事会資料に基づき報告された。

2) 全農薬ビル「共同での建て替え」への進捗について

- ・入居テナント退去への進捗

- ・住友商事との事業協定書締結の報告
以上について、事務局により説明された。
- 3) 全農薬 不動産賃貸事業の変化に伴う損益見通し
(2024~2030 年度)
事務局より、資料に基づき 2024~2030 年度までの経過、現状と今後の予想について説明された。



山本委員長

4) 各委員会報告について (各委員長)

●総務委員会 (山本委員長)

- ・全農薬ビルについて
- ・「共同での建て替え」への進捗について
- ・入居テナントとの交渉経過について



木幡委員長

●経済活動委員会 (木幡委員長)

- ・全農薬取り扱い農薬のシェアアップについて
- ・農薬新規取り扱いについて
- ・農薬以外の資材の新規取り扱いについて



橋爪委員長

●教育安全委員会 (橋爪委員長)

- ・来年度農薬シンポジウムの開催地について
- ・農薬ガイドブックの価格について



中村委員長

●IT・広報委員会 (中村委員長)

- ・受発注システムの改善について
- ・受発注システムへの新規農薬メーカー加盟について
- ・HP の活用について

●役員選考準備委員会 (村上委員長)

- ・役員改選の進め方・スケジュールについて
- ・役員人数枠について
- ・地区推選枠・本部推薦枠について



村上委員長

- 5) 2024 年度地区会議の開催について
内容詳細は全農薬通報 342 号に詳細を掲載。

6) 2025 年度地区会議の開催予定について

アフターコロナで既に国内の会合予約の動きが早く、既に会場は取り合いの状況。来年 2025 年の会議会場の早い確保が必要であり、下記日程での開催を予定する。

2025 年

2月04日(火)	中四国(丸亀)	オークラホテル丸亀
2月05日(水)	近畿	大阪ガーデンパレス
2月06日(木)	東海	メルパルク名古屋
2月13日(木)	北陸	石川県地場産業振興センター
2月18日(火)	東北(仙台)	ホテルモントレー仙台
2月19日(水)	関東甲信越	東京ガーデンパレス
2月20日(木)	北海道	自治労会館(札幌)
2月26日(火)	九州	熊本空港ホテルエミナース

7) 2024 年度農薬シンポジウムの開催について

○栃木県 7月10日(水) 13:00~
コンソーレ(一般財団法人栃木県青年会館)
<https://www.concere.jp/>

○大分県 7月17日(水) 13:00~
大分県総合社会福祉会館
<https://www.pref.oita.jp/site/archive/200631.html>
安全協県支部幹事と連携しサポート、開催に向け準備していく。

8) 2024 年第 59 回通常総会、第 315 回理事会、第 47 回安全協全国集会、
情報交換会の開催について

○本年度は役員改選年であり、理事会は下記の通り開催する。
9月19日(木) 15:00~ 第313回理事会(委員会 13:30~)
11月20日(水) 15:00~ 第314回理事会

○第 59 回通常総会、第 315 回理事会、第 47 回安全協全国集会、
情報交換会は海運クラブにおいて、以下の通り開催する。

11月21日(水) 10:00～ 第59回通常総会
第315回理事会
13:00～ 第47回安全協全国集会
17:30～ 情報交換会

全国集会内の講演内容に関しては、7月18日(木)安全協第51回常任幹事会で決定できるよう準備する。

9) 2024年度支部助成金の配分について
資料に基づき事務局より説明された。

(2) 閉会 栗原副理事長による閉会挨拶



2. 2024年度農業安全コンサルタントリーダー資格取得のための 「2024ASCL-Point アンケート」集計結果について (各地区会議研修へ参加できなかった方への補填)

回答期間：2024年3月14日～4月26日(要望により4月12日より延長)
回答者数：45名(ポイント取得者数：40名) 参考：昨年151/162名

設問1：氏名 省略

設問2：所属道府県支部

北海道支部6名、岩手県支部1名、秋田県支部17名、群馬県支部1名、
長野県支部7名、新潟県支部1名、愛知県支部2名、岐阜県支部1名、
愛媛県支部2名、福岡地区1名、佐賀県支部1名、熊本県支部4名、
宮崎県支部1名

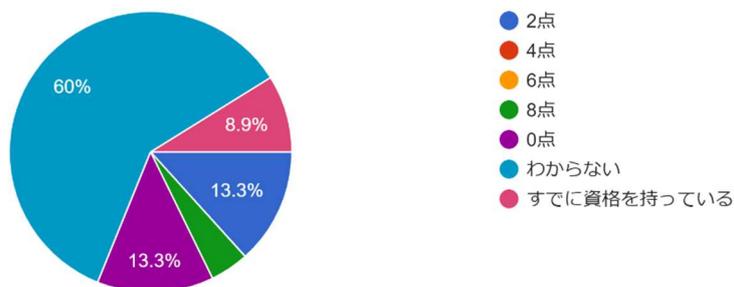
設問3：所属(会社・支店・営業所等) 省略

設問4：農業安全コンサルタントリーダー資格取得のための研修として、ご覧いただき
ましたか

回答数：45 Yes：40

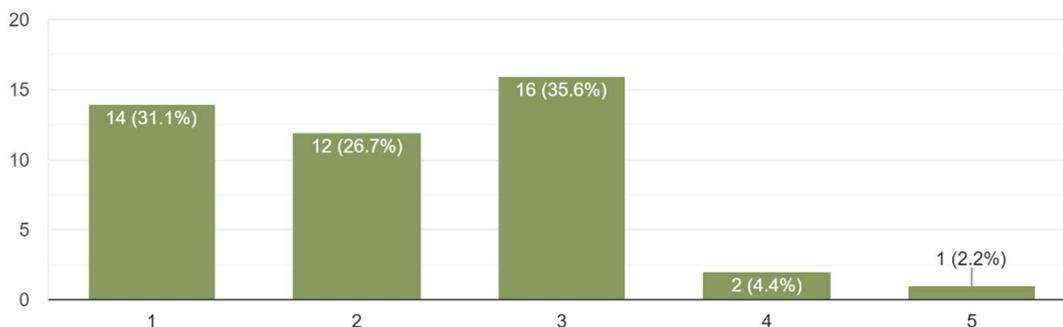
設問 5：現在、ご自分の農業安全コンサルタントリーダー資格獲得のためのポイントは何点ですか？(10点で資格獲得) 回答数：45

現在、ご自分の農業安全コンサルタントリーダー資格...めのポイントは何点ですか？(10点で資格獲得)
45件の回答



設問 6：2024 年全農業・安全協地区会議「情報発信」について 回答数：45

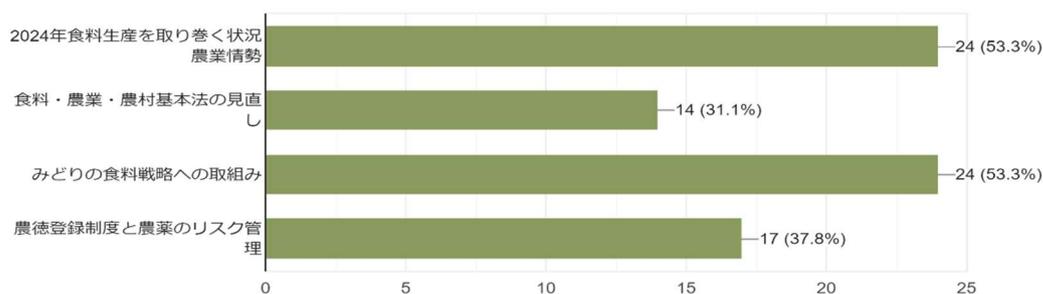
2024年全農業・安全協地区会議「情報発信」について
45件の回答



1. よく理解できた → → → 5. 理解できなかった

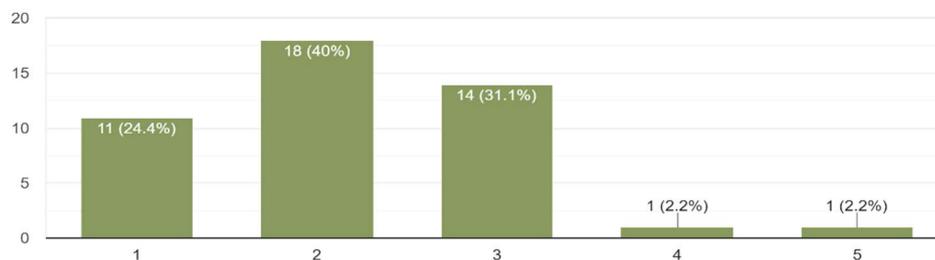
設問 7：2024 年全農業・安全協地区会議「情報発信」の中で興味をもった事柄は？
(複数回答可) 回答数：45

2024年全農業・安全協地区会議「情報発信」の中で興味をもった事柄は？(複数回答可)
45件の回答



設問 8：農林水産省農薬対策室より「農薬をめぐる最近の動向について」 回答数：45

農林水産省農薬対策室より「農薬をめぐる最近の動向について」
45 件の回答

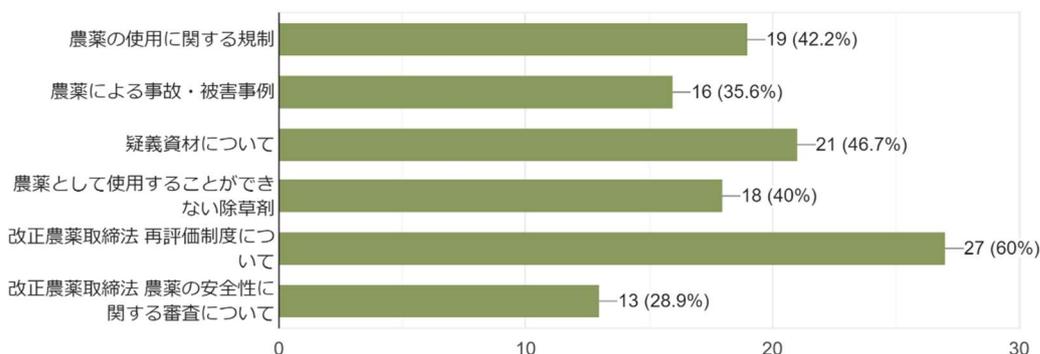


1. よく理解できた → → → 5. 理解できなかった

設問 9：農林水産省農薬対策室より「農薬をめぐる最近の動向について」 で興味をもった事柄は？（複数回答可） 回答数：45

農林水産省農薬対策室より「農薬をめぐる最近の動向について」
で興味をもった事柄は？（複数回答可）

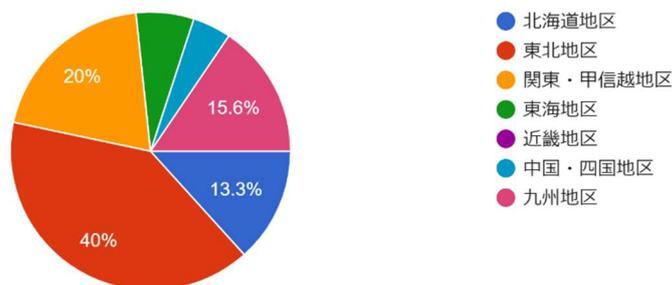
45 件の回答



設問 10：ご所属の地区を選んださい。 回答数：45

ご所属の地区を選んださい。

45 件の回答



設問 11：「ご所属の地区にて用意された二つの講演資料を自主学習していただき、ご意見・感想をお聞かせください」 回答数：45

多数の回答をいただきました。

設問 12：「ご所属の地区以外の講演資料を自主学習いただき、ご意見・感想をお聞かせください」できるだけ多くの資料をご覧ください。 回答数：45

多数の回答をいただきました。

設問 13：安全協の今後の取組みと課題について、ご意見やご要望があればご記入をお願いします。 回答数：45

- ・ 農薬の動向、問題になっている病害が勉強できてよかったです。
- ・ 分かりやすい説明があったらもっといいと思いました。
- ・ 今後もこのような内容の講演資料をよろしくお願いします。
- ・ 引き続き安全適正に農薬が使用できる取り組みや情報発信をお願いいたします。
- ・ 日々目まぐるしい状況が変わる中で、様々情報収集が必要だと感じました。もっともっと沢山の情報を教えてください。
- ・ 今後も新しい農薬の適正な使用方法や、各種の統計を教えてください。
- ・ これまでと同じく農薬使用の安全性と特に生産におけるBS資材普及の啓蒙活動にご尽力いただきたく存じます。
- ・ その病気又は試験において、使用した剤とは別のメーカーの見解があると興味が沸きます。
- ・ その都度出張するのは大変なため、ウェブを活用した内容は今後も続けていただきたい。
- ・ 農業に対する国策としての方向性が気候変動や高齢化等の現状と逆行していると思います。私たちは勿論ですが、安全協のような組織が農業の現状についてもっと声を上げてほしいと思います。
- ・ 食・安全について今後も課題となり勉強していきたいです
- ・ このような研修は非常に勉強になりますので、継続して行っていただきたいです。

3. 第4回農薬の新施用技術検討協議会

日時：2024年3月22日(金)13:30~16:00

開催形式：Zoom ミーティング（一般社団法人日本植物防疫協会大会議室）

参加：植草技術顧問 都道府県試験研究機関、農薬会社、防除機会社、関係団体、FAMIC 等から約200名

議事次第

1.早川理事長より開会の挨拶

2.議題

(1)農薬の無人処理に関する調査

- ・常温煙霧の定義
- ・常温煙霧による各種作物における防除効果
- ・灌水チューブ処理による防除効果

(2)省力的な処理法に関する調査

- ・果樹における散布水量等に関する調査
長野県(ぶどう)、和歌山県、愛媛県(かんきつ)
- ・畑作における散布水量等に関する調査
長野県(レタス、はくさい)、北海道(小麦、ばれいしよ、てんさい、豆類、たまねぎ、にんじん)

(3)ドローン散布に関する調査

- ・日植防自主研究の報告
とうもろこし/アワノメイガに対する防除効果(日植防茨城研究所)
キャベツ/菌核病に対する防除効果(日植防高知試験場)
- ・ドローン散布に関するアンケート結果の報告
- ・作物と病害虫ごとの適用性の検討



関係団体からのお知らせ

1. 就農希望者への奨学金贈呈について

令和6年3月4日

全国農薬協同組合 御中

公益財団法人報農会
理事 長田 付貞

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当会の事業につきましては、常々多大なご支援を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、今年度(令和5年度)の就農希望者への奨学金は、別紙記載の4名の農業大
学校生に贈ることを決定しましたので、お知らせ致します。

広く関係者の祝福を得たく思いますので、ご掲載いただきますようお願い申し上
げます。

なお、これまでの実績につきましては、報農会ホームページをご覧くださいければ
幸いに存じます。

報農会ホームページ

<https://honokai.org/expert/startfarming>

令和5年度 就農希望者奨学金受賞者および調査研究課題名

奨励賞(以下4名)

○ブドウ「デラウェア」の早期被覆、早期ジベレリン処理による早期収穫

山形県立農林大学校果樹経営学科2年 山口 あかり

○キュウリの高湿処理による病害抵抗性の誘導

滋賀県立農業大学校養成科施設園芸(野菜)専攻2年 原田 信靖

○有機水稻において新規就農者が効果的に行える除草方法の検討

島根県立農林大学校農業科有機農業専攻2年 森廣 溪太

○ばれいしょ種いもジベレリン処理による規格内いも率向上

宮崎県立農業大学校農学科作物専攻1年 石崎 想良

優秀賞(該当なし)

2. JCPA 農薬工業会より刊行物の紹介



『作物をまもるひみつ～農薬の役割がわかる～』 Gakken ひみつ文庫 まんがでよくわかるシリーズに 「農薬」が仲間入り！

広報活動の一環として、小学生を対象とした情報提供は初のこころみ。
食料安定供給に貢献する作物保護・農薬に関する正確な情報をわかりやすく
楽しくお伝えします。

3月初旬以降に全国の全ての小学校、公設図書館等へ寄贈いたします。
電子版については2月26日から、Gakken キッズネット まんがでよくわかる
シリーズ「まんがひみつ文庫」に掲載されています。

<https://kids.gakken.co.jp/himitsu/>

「作物をまもるひみつ」はこちらから ↓

<https://kids.gakken.co.jp/himitsu/library203/>



問い合わせ先：JCPA 農薬工業会 安全広報部
03-5649-7191

jcpa@jcpa.or.jp

行政からのお知らせ

1. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

令和6年3月4日

全国農薬協同組合

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室課長補佐（農薬検査班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第51号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

イプロジオン
シクロロメゾチアズ
シフルトリン
シフルフェナミド
ジメスルファゼット
パラコート
ピジフルメトフェン
ブプロフェジン

以上

厚生労働省健康・生活衛生局長 通知

[令和6年3月4日健生発0304第1号]

<https://www.mhlw.go.jp/content/001217300.pdf>

2. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

令和6年3月4日

全国農薬協同組合

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室課長補佐（農薬検査班担当）

このことにつきまして、別紙のとおり令和6年3月15日付健生発03015第1号厚生労働省健康・生活衛生局長通知が出されましたので、お知らせします。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第82号)及び食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第83号)により、下記の農薬の残留基準値及び対象外物質が改正されました。

記

1. 以下の品目について、食品中の残留基準値を改正

イソフェタミド
キザロホップエチル
クロルフルアズロン
テブフェンピラド
フルキサメタミド
1-メチルシクロプロペン

2. 対象外物質からケイ皮アルデヒドを削除し、シンナムアルデヒドを追加

以上

厚生労働省健康・生活衛生局長 通知

[令和6年3月15日健生発03015第1号]

<https://www.mhlw.go.jp/content/001226607.pdf>

残留農薬等基準の設定及び改正に関する通知等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/s_ekoutsuchi.html

3. 農林漁業者向けマイナンバーカード利活用推進パンフレットの積極的な周知の御協力のお願いについて

令和6年3月22日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

マイナンバーカードについては、累計交付枚数が1億枚に迫るなど、取得が進んでいるところですが、マイナンバーカードの健康保険証利用の登録は累計交付枚数の約74%、公金受取口座の登録は約64%にとどまっており、更なる利活用拡大が期待されております。

マイナンバーカードは身分証明書として使えるだけでなく、行政手続、医療、年金など、使える場面が着実に増えています。

これを踏まえ、農林水産省では農林漁業者の皆様を対象に、マイナンバーカードの様々なメリットをまとめたパンフレット「農林漁業者の皆様へ お持ちのマイナンバーカード、もっと活用しませんか？」を新たに作成いたしました。

貴団体におかれましては、本パンフレットを農林漁業者に積極的に周知いただきますようお願い申し上げます。

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、併せてダウンロードの上、メールでの周知等に御利用ください。

【農林水産省ホームページ：マイナンバー利活用推進パンフレット】

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/attach/pdf/index-47.pdf

デジタル庁ウェブサイト

ホーム > 政策 > マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード

> ロゴ、リーフレット等 > 広報資料

広報資料 | デジタル庁 (digital.go.jp)

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/

4. 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について

5消安第 7729 号

令和6年3月26日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律令和 5 年法律第 36 号」及びその関係法令が令和6年4月1日より施行される ところで、この改正は、食品衛生基準行政に関する事務を厚生労働省から消費者庁へ移管することを主な内容とするものです。また、薬事・食品衛生審議会の所掌事務についても、食品衛生基準行政に関する事務は食品衛生基準審議会へ、食品衛生監視行政に関する事務は厚生科学審議会へ、薬事に関する事務は薬事審議会へそれぞれ移管されることとなります。このうち、当局に關係する改正の概要等は下記のとおりですのでお知らせします。

記

第1 改正の概要

1 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 40 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、環境大臣又は農林水産大臣が行う厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方を内閣総理大臣とする。

2 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条第 3 項及び第 21 条の 3 第 4 項の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣を追加する。

3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 59 条の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣を追加する。

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 2 項及び第 3 項、第 83 条の 4 第 3 項並びに第 83 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する第 83 条の 4 第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取について、意見聴取の相手方を内閣総理大臣とする。

第2 既存の通知の取扱いについて

組織再編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001076278.pdf>

本法律及びその関係法令は今年4月1日に施行、食品衛生基準行政に関する事務を厚生労働省から消費者庁へ移管することが主な内容です。

5. インボイス制度及び軽減税率制度に関する周知等について（協力依頼）

令和6年3月31日

全国農薬協同組合 理事長 殿

農林水産省
財 務 省
国 税 庁

平素から、農林水産行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年10月から消費税のインボイス制度が開始され、貴団体においても制度に様々ご対応いただいているところと存じます。

今般、事業者団体等から国税当局に対し、①金融機関で入出金サービスや振込サービスを利用した際の各種手数料に係るインボイスの保存方法、②クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法について、実務を踏まえた取扱いの可否に関する照会が寄せられました。

これを受け、国税庁では「お問合せの多いご質問」を更新し、実務面に配慮した取扱いを示したところです。また、上記①については、動画形式での解説も公表するとともに、電子帳簿保存法（電子取引データ保存）に関する対応についても「電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和6年3月）」を更新してその取扱いを示したところです。

つきましては、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における対応を的確に進めていただく観点から、周知・広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、令和6年6月1日より、消費税の軽減税率の対象となる給食の一食当たりの金額基準が変更となることから、国税庁において、別添のとおりリーフレットを作成しています※。こちらについても、会員の方々やその取引先に、有料老人ホームの設置者や運営者、各種学校の設置者、給食調理業者など、関係する事業者がいらっしゃる場合は、併せて周知いただけますと幸いです。

※ 国税庁ホームページには、令和6年4月1日に掲載予定です。

掲載場所：

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//01.htm>

金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法

- お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問⑳
- 動画「3分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」
- 電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和6年3月）※該当箇所は電取追2-2

クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

- お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問㉑
軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂
- 令和6年6月～消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わります！（令和6年4月）

金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法

- お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問㉑
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

- 動画「3分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」

<https://youtu.be/81RbYU3b7rE>

- 【参考・電子帳簿保存法】お問合せの多いご質問（令和6年3月）

※該当箇所は電取追2-2

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023011-017.pdf>

クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

- お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問㉑

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂

- 令和6年6月～消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わります（令和6年4月）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024003-094.pdf>

※令和6年4月1日公開予定

6. 微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について

5 消安第 7650 号
令和 6 年 4 月 1 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 3 条第 2 項及び第 7 条第 1 項(これらの規定を同法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。)及び農薬取締法施行規則(昭和 26 年農林省令第 21 号)第 2 条及び第 11 条第 3 項の規定に基づき、微生物農薬の登録を申請する者が提出すべき資料について、別紙のとおり定め、公表文献等に関する規定は本日から適用し、その他の規定は同年 10 月 1 日から適用するとともに、「微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて」(平成 9 年 8 月 29 日付け 9 農産第 5090 号農林水産省農産園芸局長通知)、「微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて」(平成 9 年 8 月 29 日付け 9 農産第 5090 号農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知)及び「農薬成分に関する登録検査上の取扱いについて」(昭和 48 年 10 月 24 日付け 48 農蚕第 6359 号農林水産省農蚕園芸局長通知)は本年 9 月 30 日をもって廃止するので、お知らせします。

微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_touroku/attach/pdf/index-71.pdf

7. 天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について

5 消安第 7651 号
令和 6 年 4 月 1 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 3 条第 2 項及び第 7 条第 1 項(これらの規定を同法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。)及び農薬取締法施行規則(昭和 26 年農林省令第 21 号)第 2 条及び第 11 条第 3 項の規定に基づき、天敵農薬の登録を申請する者が提出すべき資料について、別紙のとおり定め、公表文献等に関する規定は本日から適用し、その他の規定は同年 10 月 1 日から適用するので、お知らせします。

天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_touroku/attach/pdf/index-72.pdf

8. 「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について

5 消安第 7652 号

令和 6 年 4 月 1 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 3 条第 2 項及び第 7 条第 1 項(これらの規定を同法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。)及び農薬取締法施行規則(昭和 26 年農林省令第 21 号)第 2 条及び第 11 条第 3 項の規定に基づき、天敵農薬の登録を申請する者が提出すべき資料について、別紙のとおり定め、公表文献等に関する規定は本日から適用し、その他の規定は同年 10 月 1 日から適用するので、お知らせします。

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改訂について
FAMIC 下記のページを参照

<https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/shinkyu/index.htm>

9. 「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」の一部改正について

5 消安第 7650 号

令和 6 年 4 月 1 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長農産安全管理課長

「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6281 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)を別紙の通り改正し、本日から適用するので、御留意の上、農薬の登録申請に係る事務の円滑な運用につきまして、引き続き御協力をお願いします。

農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について
FAMIC 下記のページを参照

<https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/shinkyu/index.htm>

10. 「令和6年度 農薬危害防止運動」の実施について

令和6年4月26日

農林水産省

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える6月から8月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施します。

農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える6月から8月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

令和6年度は、運動のテーマを「守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況」と設定し、農薬ラベルの表示事項の遵守と周辺的环境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

実施期間

原則として、令和6年6月1日（土）から8月31日（土）までの3か月間。

実施事項

主な実施事項は以下のとおりです。

- (1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

重点指導項目

以下の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導することとします。

- (1) 適切な防護装備の着用の徹底
- (2) 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底
- (3) 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底

(4) 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底

実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が運動の実施主体です。

また、農薬の使用現場においては、関係団体等が一体となって運動を推進します。

参考となる資料が掲載されているホームページへのリンクです。

農薬の適正な使用（作成：農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～（作成：環境省）【外部リンク】

https://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

農薬中毒の症状と治療法について（作成：農薬工業会）【外部リンク】

<https://www.jcpa.or.jp/labo/poisoning/>

<添付資料>

令和6年度農薬危害防止運動啓発ポスター

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/attach/pdf/240426-1.pdf>

農薬危害防止運動実施要綱

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/attach/pdf/240426-2.pdf>

1. 作物を病気に強くする遺伝子が害虫の成長を抑制

- 作物の新しい病害虫防除技術の開発に貢献 -

2024年3月19日

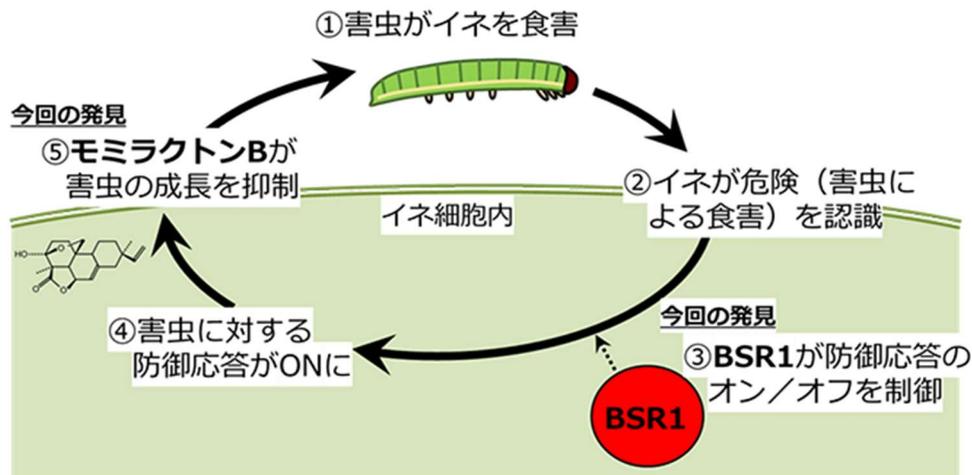
概要

農作物はさまざまな病原菌が引き起こす病害だけでなく、害虫による養分の吸汁や葉の食害等を受けます。このような多様な外敵に対して複数の化学農薬(殺菌剤や殺虫剤等)を使用した防除が行われており、化学農薬使用量低減に向けて病原菌と害虫との両方に有効な新しい防除技術が求められています。

農研機構はこれまでに、イネを病原菌から守る遺伝子(病害抵抗性遺伝子)の探索を他機関と共同で行ってきました。2010年には、イネいもち病菌など4種類の病原菌に対する病害抵抗性遺伝子 BSR1 をイネから発見し、その機能について調査を進めてきました。2023年2月には、この BSR1 遺伝子を遺伝子組換え技術によりサトウキビ、トマト、トレニアに導入して強く働かせた場合でも、病原菌に対して抵抗性を示すことを明らかにしました。

今回、農研機構と岡山大学は、東京大学、東京理科大学と共同で、BSR1 遺伝子を遺伝子組換え技術によりイネで強く働かせると、葉を食べる害虫(クサシロキョトウ3)の幼虫)に対する抵抗性が高まること、また、そのメカニズムにイネが生産する抗菌性化合物が関わることを明らかにしました。たった一つの遺伝子の働きが病原菌や害虫という幅広い外敵に抵抗性を示すことは珍しく、この発見は新しい病害虫防除技術の開発の糸口になると考えられます。

今後は、BSR1 遺伝子の作用メカニズムをさらに詳細に解明するとともに、BSR1 遺伝子の働きを強める技術を開発することにより、作物を病原菌と害虫の両方から守る新たな防除法につながると期待されます。また、幅広い種類の作物が BSR1 に似た遺伝子を持っており、将来的にはこれらの作物に応用していくことも展望できます。



全農薬ひろば

リキュウバイ（利休梅、英名：Common pearlbush、学名： *Exochorda racemosa*）

別名：ウメザキウツギ、バイカシモツケ、ウツギモドキ、マルバヤナギザクラ

中国の揚子江下流域を原産とするバラ科の落葉樹。明治時代末期に渡来し、各地の庭園や公園に植栽される。

名前に梅とあるがヤナギザクラ属であり、ウメとの関係性は低い。

リキュウバイの開花は4～5月で、新葉の展開と同時。ウメに似た直径4センチほどの花が、枝先で円錐状に集まって咲く。花弁と萼は各5枚。花弁は丸く、基部はくびれるのが特徴。

主張し過ぎない清楚な白い花が茶人に好まれ、茶庭に使われることが多い。このため茶道の祖である千利休にちなんで、リキュウバイと名付けられたとされるが「千利休の命日に咲く」という逸話もある。晩春から初夏のやや花が少ない時季に咲き、花は控えめであり他の庭木とよく馴染む。

葉は長さ4～6センチの長楕円形で、枝から互い違いに生じる。縁に粗いギザギザがあり、裏面は白っぽい、秋に黄葉するがそれほど美しくはならない。

日当たりと水はけの良い場所を好むが寒さに強く、東北地方でも育てられる。



病害虫の被害は少ないが、うどんこ病やアブラムシ類の発生に注意する。

花の後には乾いた果実ができ、8～9月になると褐色に熟す。直径は1センチほどでマユミに似た独特な形状だが、断面は星形になる。

（一部引用）

撮影場所：藤沢市

花言葉：『控えめな美しさ』『気品』

